

メルセデス・ベンツ 車両環境データ



Mercedes-Benz

| モデル | | A 180 style / A 180 / A 180 sport | A 250 SPORT 4MATIC | メルセデス AMG A45 4MATIC | |
|---|---|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 車両型式 | | DBA-176042 | DBA-176051 | CBA-176052 | |
| 原動機 | | 270 | 270M20 | 133 | |
| 総排気量 | | cc 1,595 | cc 1,991 | cc 1,991 | |
| 変速機 | | 電子制御7速A/T | 電子制御7速A/T | 電子制御7速A/T | |
| 駆動方式 | | 前輪駆動(FF) | 全輪駆動(4WD) | 全輪駆動(4WD) | |
| 排出ガス | 適合規制・認定レベル | | ガソリン乗用車 平成17年基準排出ガス 75%低減レベルに適合 | ガソリン乗用車 平成17年基準排出ガス 75%低減レベルに適合 | ガソリン乗用車 平成17年基準排出ガス 50%低減レベルに適合 |
| | JC08H+JC08Cモード規制値・認定値 | 一酸化炭素(CO) g/km 1.15 | | 1.15 | 1.15 |
| | | 非メタン炭化水素 g/km 0.013 | | 0.013 | 0.025 |
| | | 窒素酸化物(NOx) g/km 0.013 | | 0.013 | 0.025 |
| | | 粒子状物質(PM) g/km - | | - | - |
| 騒音 | 適合規制レベル | | 平成10年規制に適合 | 平成10年規制に適合 | 平成10年規制に適合 |
| | | 加速走行騒音(規制値) db 76 | | 76 | 76 |
| | | 定常走行騒音(規制値) db 72 | | 72 | 72 |
| | | 近接排気騒音(規制値) db 96 | | 96 | 96 |
| 燃料の種類 | | 無鉛プレミアム・ガソリン | 無鉛プレミアム・ガソリン | 無鉛プレミアム・ガソリン | |
| JC08モード | 燃費 | km/L 17.8 | 13.9 | 13.8 | 12.6 |
| | 二酸化炭素(CO ₂)排出量 燃料消費率からの算出値 | g/km 130 | 167 | 168 | 184 |
| | 平成27年度燃費基準 | +20%達成 | - | 達成 | - |
| | 平成32年度燃費基準 | 達成 | - | - | - |
| | 備考 | | | | |
| カーエアコン冷媒(大気放出禁止・廃棄時要回収) 環境影響度低減目標値/目標年度:150/2023 | 種類:R134a (GWP:1430) | 使用量: 650g | 使用量: 650g | 使用量: 670g | |
| リサイクル | リサイクル設計の有無 | 有 | 有 | 有 | |
| その他 | グリーン購入法適合車 | ○ | - | ○ | - |
| | 九都県市指定低公害車 | 平成21年基準 超低公害車 の基準に適合 | - | 平成21年基準 超低公害車 の基準に適合 | - |

*1 上記の燃料消費率の数値は国土交通省審査値です。燃料消費率は定められた試験条件のもとでの数値です。
実際の走行時には、気象、道路、車両、運転、整備等の状況が異なってきますので、それに応じて燃料消費率が異なります。

■ 本車両環境データの内容は、2016年7月22日現在のものです。

用語解説

■ 一酸化炭素(CO):
無色、無臭、水に難溶の気体で、重油、ガソリンなど炭素を含む化合物が不完全燃焼する時に発生する。工場、事業場や自動車などから大気中に排出される。環境基準並びに「大気汚染防止法」及び「都道府県条例」による排出基準、自動車排出ガスの許容限度がそれぞれ定められている。

■ 窒素酸化物(NOx):
燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高温下で反応したり、燃料中の窒素が酸化されて発生する。工場、事業場等から排出されるが、自動車からも排出される。刺激性があり、汚染が激しい地域で生活していると呼吸器障害を起こすといわれている。また、酸性雨の原因物質である。

■ 炭化水素(HC)、非メタン炭化水素(NMHC):
炭素と水素からできている化合物の総称。炭化水素は、作業者の神経系や肝臓障害をひきおこすため「労働安全衛生法」で管理体制等が定められている。大気中で拡散した炭化水素は、強い紫外線を受けて光化学オキシダントを生成し、人体や植物に害を与える。尚、NMHCは、有害性がなく光化学的に不活性のメントンを除外したものであり、有害性であり浮遊粒子状物質等の二次生成成分を的確に低減するために平成17年排出ガス規制から規制されている。

■ 粒子状物質(PM):
大気中に浮遊する粒子状物質で、工場からの煤塵、ディーゼル車の排出ガス、粉塵、土埃などがある。ディーゼル車の排出ガスの粒子状物質の成分のほとんどは燃料の燃え残りのカーボンと炭化水素であり、微量に硫酸塩と潤滑油成分である。遊粒子状物質(SPM:粒径10μm以下)は呼吸器への影響があるといわれている。